令和5年度さぬき市教育委員会第4回定例会会議録

1 目	時 令和5年	7月25日 (火)			
	開会	午後 1時30分			
	閉会				
2 場	所 寒川第2	庁舎会議室			
3 出席状	·況 出席委員	教育長 和田 浩二			
		委員 樫原 秀樹			
		得丸慶子			
		多田俊			
		岡田保			
		西尾 由香			
	事務局	教育部長 佐藤 美由糸			
		教育総務課長 安倍 潤			
		学校教育課長 高西 恵			
		大川学校給食共同調理場所長 國方 秀樹			
		生涯学習課長 細川 史朗			
		幼保こども園課長 酒井 有紀			
		人権推進課長 山田 謙二			
		教育総務課課長補佐 多田 端子	(会議録作成者)		
その他説明等のため出席した者 なし					
4 会議に	付した議案及び	び審議結果		T	
日程	議案番号	件 名	審議結果	公開 状況	
日程第1		会期の決定について	_	公開	
日程第2		会議録署名委員の指名について	_	公開	
日程第3		令和5年度さぬき市教育委員会第3回第	E例会 原案承認	公開	
口任免 3		会議録の承認について	原条/年記	公用	
日程第4		教育長の報告	_	公開	
│ │ 日程第 5	 議案第 9 号	改正について		公開	
1.12214	HJZZ/ICZ/IV V			1	
日程第6	議案第 10 号	令和6年度使用小学校教科用図書の採抜いて	えにつ 継続審議	非公開	
資料説明					
5 会議録	署名委員	和田 浩二、樫原 秀樹			
6 特記事	項なし				
7 会議内容					
開会					
教育総務課	教育総務課長 ただ今から、令和5年度さぬき市教育委員会第4回定例会を開会します。開会				
に当たり、得丸委員に御挨拶をいただきます。					
得丸委員	(挨拶)				

教育総務課長	ありがとうございました。
	それでは、以後の議事進行を教育長にお願いします。
教育長	それでは、議事に移ります。
	傍聴申請について、教育総務課長から報告してください。
教育総務課長	傍聴申請はありません。
教育長	ここで、議案第10号「令和6年度使用小学校教科用図書の採択について」は、
	教科用図書の採択に関する意思形成過程に係る案件であることから、非公開とす
	べきと思います。
	お諮りします。
	議案第10号の審議については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第
	14条第7項の規定により、非公開としたいと思いますが、これに御異議ありま
	せんか。
委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。
	よって、議案第10号の審議は、非公開で行います。
教育長	それでは、本日の議事日程は、お手元の議事日程表のとおりです。この議事日
	程について、御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、議事日程については、お手元の議事日程表のと
	おりとします。
日程第1 会期]の決定について
教育長	日程第1「会期の決定について」に入ります。
	本会議の会期は、本日1日限りとしたいと存じますが、これに御異議ありませ
	んか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本会議の会期は、本日1日限りとします。
日程第2 会議	録署名委員の指名について
教育長	日程第2「会議録署名委員の指名について」に移ります。
	さぬき市教育委員会会議規則第9条第3項の規定に基づき、本会の会議録署名
	委員に樫原委員を指名します。よろしくお願いします。
日程第3 令和	15年度さぬき市教育委員会第3回定例会会議録の承認について
教育長	日程第3「令和5年度さぬき市教育委員会第3回定例会会議録の承認につい
	て」を議題とします。会議録について、事務局から説明してください。
教育総務課長	(会議録の説明)
教育長	ただ今の説明について、御質問等がありましたら発言をお願いします。
教育長	御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり
<u> </u>	·

	承認することに御異議ありませんか。
各委員	異議なし。
教育長	異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり承認されました。
日程第4 教育	長の報告
教育長	日程第4「教育長の報告」に移ります。教育長の報告について、事務局から報
	告してください。
教育部長	報告事項1 教育施設の整備等に係る契約の締結について
	報告事項2 会計年度任用職員の採用について
	(前回報告後の会計年度任用職員の採用について報告した。)
	報告事項3 教育委員会業務報告
	(前回報告後の教育委員会主要業務について報告した。)
	報告事項4 その他
	(請願・陳情・要望等の受理について報告した。)
教育長	ただ今の報告について御質問等がありましたら順次発言をお願いします。
委員	教育委員会業務報告のサマーレビューとは、どういった業務ですか。
教育部長	市長、副市長を交えて、各所属課における中・長期的な懸案事項について、協
	議、検討する会です。
委員	分かりました。
教育長	他に、御質問等がないようですので、次に移ります。

	第9号 さぬき市招致外国語指導助手任用規則の一部改正について
日程第5 議案	第9号 さぬき市招致外国語指導助手任用規則の一部改正について
日程第5 議案	第9号 さぬき市招致外国語指導助手任用規則の一部改正について 日程第5、議案第9号「さぬき市招致外国語指導助手任用規則の一部改正につ
日程第5 議案	第9号 さぬき市招致外国語指導助手任用規則の一部改正について 日程第5、議案第9号「さぬき市招致外国語指導助手任用規則の一部改正について」を議題とします。
日程第5 議案教育長	第9号 さぬき市招致外国語指導助手任用規則の一部改正について 日程第5、議案第9号「さぬき市招致外国語指導助手任用規則の一部改正について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明してください。
日程第5 議案 教育長 学校教育課長	第9号 さぬき市招致外国語指導助手任用規則の一部改正について 日程第5、議案第9号「さぬき市招致外国語指導助手任用規則の一部改正について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明してください。 (議案の説明)
日程第5 議案 教育長 学校教育課長 教育長	第9号 さぬき市招致外国語指導助手任用規則の一部改正について 日程第5、議案第9号「さぬき市招致外国語指導助手任用規則の一部改正について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明してください。 (議案の説明) 本案について、御質問、御意見等がありましたら順次発言をお願いします。
日程第5 議案 教育長 学校教育課長 教育長	第9号 さぬき市招致外国語指導助手任用規則の一部改正について 日程第5、議案第9号「さぬき市招致外国語指導助手任用規則の一部改正について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明してください。 (議案の説明) 本案について、御質問、御意見等がありましたら順次発言をお願いします。 御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり
日程第5議案教育長学校教育課長教育長教育長	第9号 さぬき市招致外国語指導助手任用規則の一部改正について 日程第5、議案第9号「さぬき市招致外国語指導助手任用規則の一部改正について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明してください。 (議案の説明) 本案について、御質問、御意見等がありましたら順次発言をお願いします。 御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。
日程第5議案教育長学校教育課長教育長教育長各委員	第9号 さぬき市招致外国語指導助手任用規則の一部改正について 日程第5、議案第9号「さぬき市招致外国語指導助手任用規則の一部改正について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明してください。 (議案の説明) 本案について、御質問、御意見等がありましたら順次発言をお願いします。 御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。 異議なし。
日程第5議案教育長学校教育課長教育長教育長各委員	第9号 さぬき市招致外国語指導助手任用規則の一部改正について 日程第5、議案第9号「さぬき市招致外国語指導助手任用規則の一部改正について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明してください。 (議案の説明) 本案について、御質問、御意見等がありましたら順次発言をお願いします。 御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。 異議なし。
日程第5議案教育長学校教育課長教育長教育長各委員教育長	第9号 さぬき市招致外国語指導助手任用規則の一部改正について 日程第5、議案第9号「さぬき市招致外国語指導助手任用規則の一部改正について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明してください。 (議案の説明) 本案について、御質問、御意見等がありましたら順次発言をお願いします。 御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。 異議なし。
日程第5議案教育長学校教育課長教育長教育長各有長資料説明教育長	第9号 さぬき市招致外国語指導助手任用規則の一部改正について 日程第5、議案第9号「さぬき市招致外国語指導助手任用規則の一部改正について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明してください。 (議案の説明) 本案について、御質問、御意見等がありましたら順次発言をお願いします。 御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。
日程第5議案教育長学校教育課長教育長教育長各有長資料説明教育長	第9号 さぬき市招致外国語指導助手任用規則の一部改正について 日程第5、議案第9号「さぬき市招致外国語指導助手任用規則の一部改正について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明してください。 (議案の説明) 本案について、御質問、御意見等がありましたら順次発言をお願いします。 御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。 異議なし。 異議なし。 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。 ここで、資料説明を行います。事務局から説明してください。 年さぬき市議会第2回定例会における教育委員会関係質疑・答弁の概要について
日程第5議案教育長学校教長教育長教育長各有資長(1)令教育(2)要保護	第9号 さぬき市招致外国語指導助手任用規則の一部改正について 日程第5、議案第9号「さぬき市招致外国語指導助手任用規則の一部改正について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明してください。 (議案の説明) 本案について、御質問、御意見等がありましたら順次発言をお願いします。 御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。 ここで、資料説明を行います。事務局から説明してください。 年さぬき市議会第2回定例会における教育委員会関係質疑・答弁の概要について部長) 及び準要保護児童生徒の認定状況について(学校教育課)
日程第5議案教育長学校教長教育長教育長各有資長(1)令教育(2)要保護	第9号 さぬき市招致外国語指導助手任用規則の一部改正について 日程第5、議案第9号「さぬき市招致外国語指導助手任用規則の一部改正について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明してください。 (議案の説明) 本案について、御質問、御意見等がありましたら順次発言をお願いします。 御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。 ここで、資料説明を行います。事務局から説明してください。 年さぬき市議会第2回定例会における教育委員会関係質疑・答弁の概要について部長)
日程第5議案教育長学校教育長教育長各委育長資料説明教育長(1) 令人教育長(2) 要保別(2) 要保別(3) 区域外	第9号 さぬき市招致外国語指導助手任用規則の一部改正について 日程第5、議案第9号「さぬき市招致外国語指導助手任用規則の一部改正について」を議題とします。 議案の朗読を省略し、事務局から説明してください。 (議案の説明) 本案について、御質問、御意見等がありましたら順次発言をお願いします。 御質問、御意見等がないようですので、採決を求めます。本案を原案のとおり決することに御異議ありませんか。 異議なし。 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。 ここで、資料説明を行います。事務局から説明してください。 年さぬき市議会第2回定例会における教育委員会関係質疑・答弁の概要について部長) 及び準要保護児童生徒の認定状況について(学校教育課)

(6) 第22	回さぬき市人権・同和教育研究大会の開催について(人権推進課)			
(7) 第20回辛立文化センター夏のつどいの開催について(人権推進課)				
教育長	資料説明について、御質問等はありませんか。			
委員	学校現場においては、PTAという組織の存在はありがたいものです。ただ、			
	PTAについては、役員の担い手がおらず、組織の存続に苦労していることは明			
	らかです。今後、組織の存続がさらに難しくなってきた時、市の教育委員会は直			
	接関与はしなくても、相談、支援をしていく必要があるのかなと思います。			
教育長	PTAの存続については、全国的な問題であると思います。現在のところ、さ			
	ぬき市におけるPTAの加入率は、幼稚園、こども園では、100パーセント、			
	小中学校では、99.9パーセントで、2名が未加入という状況ですので、まだ			
	存続はできていますが、都会では、加入率が低い状況のようです。今後、さぬき			
	市においても都会と同じような状況になろうかと思います。			
	PTA活動というのは、社会教育活動の入り口であると考えています。今後、			
	存続させていくためには、役員の業務を見直しする等の取組が必要になってくる			
	と思います。			
教育長	それでは、非公開審議に移ります。			
日程第6 議案	第10号 令和6年度使用小学校教科用図書の採択について			
	・・・(非公開議案の審議)・・・			
	審議の結果、原案のとおり可決された。			
教育長	では、非公開を解きます。			
教育 及	(は、介公所で胜さより。			
その他				
教育長	続いて、その他に移ります。			
WHX	本日の定例会の内容以外でもかまいませんので、委員の皆さん何かあります。			
	か。			
 委員	- *** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** *			
	のような方針ですか。			
	制服は2種類ありますが、選択できるようにしています。			
 委員	女子が学ランを着てもよいということですか。			
	学校によっては、選択しやすいように学ランをブレザーに変えているところも			
	ありますが、そういう対応については、どのように考えていますか。			
教育長	さぬき市においては、現在のところ、制服を変更する予定はありませんが、制			
	服ではなく体操服を着用することも認めるなど、学校では、様々な配慮をしてい			
	ます。			
〇 次回教育委	員会定例会及び臨時会の日程について			

	臨時会を令和5年8月 8日 (火) 午後5時開会
	定例会を令和5年8月22日(火)午後1時30分開会で決定した。
閉 会	
教育長	以上で令和5年度さぬき市教育委員会第4回定例会を終わります。

さぬき市教育委員会会議規則第9条第2項の規定に基づき、署名します。

令和5年 月 日

さぬき市教育委員会

教 育 長

委 員